

福井県子育てサポートタクシー「ふく育タクシー」実施要領

福井県子育てサポートタクシー「ふく育タクシー」（以下、「ふく育タクシー」という。）の運行事業に係る実施要領については、以下のとおりとする。

1 運行ドライバー

- (1) 「ふく育タクシー」は、県が主催する研修またはそれに準ずる研修を受講したドライバー（以下、「運行ドライバー」という。）が属する事業者（以下、「提供事業者」という。）が提供し、運行ドライバーによって運行すること。
- (2) 県は、前号の研修を受講し修了したドライバーに対し、認定ドライバー証を発行する。
なお、過去に前号の研修を受講した実績があるもので認定ドライバー証を発行していない者については、受講後1年間に限り、認定ドライバー証の発行を認める。
- (3) 再交付または訂正等が必要な場合は、県にその都度依頼を行うこと。
- (4) 次のいずれかに該当した運行ドライバーは、県に認定ドライバー証の返納を行うこと。
なお、②に該当し引き続き認定ドライバー証が必要な場合は、返納後、前項により再交付の手続きを行うこと。
 - ①退職した場合
 - ②「ふく育タクシー」を提供する他のタクシー事業者に転職した場合
 - ③その他県が必要と認める場合

2 運行内容

(1) 妊婦利用

妊婦を対象に登録先の産婦人科医院（以下、「産院」という。）への送迎や日常の買い物、通勤その他の移動をサポートするサービスを行うこと。

(運行基準)

- ①利用者は、送り届ける産院および緊急時の連絡先について、事前に提供事業者への登録を行うこと。
- ②利用者は、利用前に、利用日時および利用行程を事前予約すること。
- ③運行ドライバーは、運行する際、タクシー車内に汚れ防止シート（防水シート）、嘔吐物入れ等を適宜準備すること。
- ④運行ドライバーは、乗車時および降車時に自宅、産院まで同行し、荷物の介助など利用者のサポートを行うこと。
- ⑤運賃の支払いは後払いも可能とすること。

(2) 親子利用

子どもとの外出を希望する保護者のために送迎サービスを行うこと。

(運行基準)

- ①利用者は、事前に提供事業者への登録を行うこと。

- ②利用者は、利用前に、利用日時および利用行程を事前予約すること。
- ③運行ドライバーは、利用者が希望する場合は、チャイルドシート、ジュニアシート等を装着すること。
- ④運行ドライバーは、荷物の介助など利用者のサポートを行うこと。
- ⑤運賃の支払いは後払いも可能とすること。

(3) 子どもの単独利用

子どものみを乗車させ、学校、保育所、放課後児童クラブ、塾、習い事、自宅等への送迎サービスを行うこと。

(運行基準)

- ①保護者は、子どもの迎え先施設（以下、「送迎元」という。）、送り先施設（以下、「送迎先」という。）および保護者の住所、送迎後の連絡先について、事前に提供事業者に登録を行うこと。
- ②保護者は、利用前に、利用日時および利用行程を事前予約すること。
- ③保護者は、運行ドライバーが送迎元に子どもを迎える際、および送迎先に送り届ける際にスムーズに引き渡しができるよう、事前に送迎元および送迎先と調整を行うこと。
- ④運行ドライバーは、送迎元で子どもを迎える際は、施設の出入口等まで子どもを迎えに行き、施設の担当者等から直接子どもを引き受けること。
- ⑤運行ドライバーは、子どもが乗降する際は、ドアの開閉の介助や子どもの急な飛び出し等がないよう注意すること。
- ⑥運行ドライバーは、送迎先に子どもを送り届ける際は、施設の担当者等に直接子どもを引き渡すこと。
- ⑦運行ドライバーは、子どもを送迎先に送り届けた後は、遅滞なく保護者に送迎完了の電話連絡を行うこと。ただし、直接保護者に引き渡し場合はこの限りでない。
- ⑧運行ドライバーは、保護者が希望する場合は、チャイルドシート、ジュニアシート等を装着すること。
- ⑨運賃の支払いは後払いも可能とすること。

3 個人情報の取扱いについて

提供事業者および運行ドライバーは、「ふく育タクシー」の運行にあたって収集した個人情報は「ふく育タクシー」の業務においてのみ使用し、情報の漏洩等が起らないよう適切に取り扱うこと。

附 則

この要領は、令和5年8月21日から適用する。